

川崎市公衆浴場燃料費等高騰対策支援補助金交付要綱

(令和4年11月11日市長決裁4川経観地第452号)

(通則)

第1条 川崎市公衆浴場燃料費等高騰対策支援補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）によるところのほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、原油価格・物価高騰により増加した燃料費及び光熱費に対し緊急的な支援を行うことで、市内公衆浴場の健全な営業を助長し、本市公衆衛生の向上及び推進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における各号の用語の定義は、それぞれ各号の定めるところによる。

- (1) 「燃料費」とは都市ガス、LPガス、重油、灯油、廃油の料金をいう。
- (2) 「光熱費」とは電力の利用料金をいう。

(補助金交付対象者)

第4条 この補助金の交付対象者は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により営業許可を受けて公衆浴場を営業する中小事業者であり、物価統制令（昭和21年3月勅令第118号）第4条に基づく入浴料金により営業しているものとする。ただし、申請対象期間途中で廃業し、又は連続して1箇月以上休業した場合は、月末を基準として営業していた月に限り補助対象とする。

- 2 代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいないこと。

(補助対象経費)

第5条 この補助金は、別表のとおり、各公衆浴場の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの浴場経営に係る燃料費及び光熱費を対象とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、直接事業と関連のない経費や客観的に公益上必要性が高いとは言えない経費については、この補助金の対象外とする。
- 3 消費税相当額については、補助対象外経費とする。

(補助額)

第6条 この補助金は、予算の範囲内において、別表アのとおり交付する。

- 2 この補助金以外に、神奈川県が交付する燃料費又は光熱費の補助を受けることができる場合は、別表イのとおり、その交付相当額又は交付見込み額を前項で算出した額から差し引くものとする。
- 3 神奈川県公衆浴場入浴料金が令和4年9月1日から改定されていることから、別表ウのとおり、改定による燃料費及び光熱費にかかる増収相当額又は増収見込み額を第1項及び第2項で算出した額から差し引くものとする。
- 4 第7条第1項における第1期及び第2期の補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の申請は、原則として第1期（令和5年4月から令和5年9月まで）及び第2期（令和

5年10月から令和6年3月まで)の期ごととし、都度交付する。

2 補助金交付対象者は、川崎市公衆浴場燃料費等高騰対策支援補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)により、別に定める期日までに、それぞれ次の各号の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書(第2号様式)(ただし、第2期の申請で、既に第1期で提出している場合は不要)
- (2) 補助金の額及びその算出の基礎(別紙)
- (3) 当該支払月の燃料費及び光熱費の支払の事実が分かる書類(ただし、令和6年1月・2月・3月分は除く)
- (4) 当該支払月及び令和3年同支払月の燃料費及び光熱費の支払額又は請求額、及び購入量が分かる購入元が発行した明細(ただし、令和3年にかかる書類について、令和4年度の申請で既に提出している場合は不要。また、令和6年1月・2月・3月分は令和4年同支払月の支払額又は請求額、及び購入量が分かる購入元が発行した明細のみとする。)
- (5) 神奈川県が交付する燃料費又は光熱費の補助を受けることができる場合は、交付額が分かる書類(ただし、別に定める期日までに当該補助の交付額が確定しない場合は、その見込み額が分かる算定書(第4号様式))
- (6) 入浴者数又は売上高報告書(第5号様式)及び当該月の大人の入浴者数が分かる帳簿等の書類(ただし、当該月の大人の入浴者数が算定できない場合は、当該月の売上高が分かる帳簿等の書類)
- (7) 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定による営業許可書(写し)(ただし、第2期の申請で、既に第1期で提出している場合は不要)
- (8) 市民税納税証明書(ただし、第2期の申請で、既に第1期で提出している場合は不要)
- (9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付が適正であると認めた場合は交付を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定する。

2 市長は、交付決定及び額の確定をする場合において、補助金の適正な執行に必要と認める条件を付すことができる。

3 市長は、補助金の交付決定及び額の確定をしたときは、その内容及び条件等について、交付決定通知書兼確定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第9条 第8条の規定により補助金の交付決定及び額の確定を受けた申請者は、その交付決定及び額の確定の内容若しくは条件に不服があるときは、交付決定及び額の確定の通知を受けた日から10日以内に書面により申請を取下げることができる。

(補助金の交付)

第10条 市長は、第8条による交付決定及び額の確定通知後、申請者からの請求により補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、申請者が補助金の交付決定及び額の確定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取消すことができる。

2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、補助金の全部または一部の返還及び補助金の受領の日から納入の日までの期間に応じて、所定の年利の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

3 前項に基づく補助金の返還及び加算金の納付については、返還の命令を受けたときから 30 日以内とし、期限内に納入されない場合は、未納に係る期間に応じて所定の年利の割合で計算した延滞金を課する。

(補助金の経理等)

第 12 条 申請者は、補助金の経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の終了後 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 30 日から施行する。

別表（第5条・第6条関係）

月別申請額の算定方法

ア. 燃料別(電気含む)に令和3年同月との比較で増減した額を算定する。なお、ⓧは支払月を表す。

$$\text{月別燃料費等増減額}a = (\text{令和5年}\text{ⓧ}\text{月単価}b - \text{令和3年}\text{ⓧ}\text{月単価}c) \times \text{令和5年}\text{ⓧ}\text{月購入量}d$$

※「令和5年ⓧ月」は、令和5年4月～令和6年3月までの期間

イ. 月別燃料費等増減額aから神奈川県から交付を受けた燃料費等の補助額fを差し引いた額を、月別燃料費等交付額eとする

$$\begin{aligned} &\text{月別燃料費等交付額}e \\ &= \text{月別燃料費等増減額}a - \text{神奈川県から交付を受けた燃料費等の補助額}f \end{aligned}$$

ウ. 使用する全燃料の月別燃料費等交付額eの合計額から入浴料改定による燃料費等にかかる増収相当額hを差し引いた額が、プラスとなる場合の額を、月別申請額gとする。

$$\begin{aligned} \text{月別申請額}g &= \text{使用する全燃料の月別燃料費等交付額の合計額} \\ &\quad - \text{入浴料改定による燃料費等にかかる増収相当額}h \end{aligned}$$

※月別申請額g > 0

備考

1. 単価は、原則として、支払金額を購入量で除した額とし、同一燃料で複数の契約があるときは、合計支払金額を合計購入量で除した額とする。なお、小数点以下2位の数は、四捨五入する。
2. 残高不足等の理由により納付すべき燃料費等が、翌月以降の支払いとなった場合は、本来納付すべき月の燃料費等として扱うものとする。ただし、その場合において、本補助金の申請期限までに納付が確認できない場合は、補助対象経費として認めない。
3. 支払金額の中に、燃料費及び光熱費以外の費用が含まれる場合は、当該費用を差し引いたものとする。
4. 「令和3年ⓧ月単価」について、対象月に支払いが発生していない場合は、令和3年同期平均月単価を適用する。
5. 「令和3年同期平均月」とは、令和3年4月から令和3年9月までの期間にて算出した月平均をいう（単価又は購入量）。
6. 令和3年同月に支払いが生じていても、その対象月中に休業をしている場合など、令和3年同月の単価が、令和3年同期平均月単価と比べ著しく低い場合は、令和3年同月に支払が発生していない月として扱う。
7. 月単価を求めることができない場合は、他の公衆浴場における同燃料等の同月平均単価とする。それでもなお、単価が求められない場合は、公表されている単価を適用して算定する。
8. 月購入量を求めることができない場合は、支払金額を他の公衆浴場における同燃料等の同月平均単価で除した額とする。
9. 令和5年度に支払いが発生している場合であって、燃料等を購入していない場合は算定に入れない。
10. 「入浴料改定による燃料費等にかかる増収相当額h」について、令和4年9月1日付で、神奈川県公衆浴場入浴料金が大人490円から500円に改定が行われたこと、また、令和6年2月1日付で、同料金が大人500円から530円に改定が行われることを踏まえ、月別申請額gについては、使用する全燃料の月別燃料費等交付額eの合計額から入浴料改定による燃料費等にかかる増収相当額hを差し引くものとする。なお、入浴料改定による燃料費等にかかる増収相当額hは、次のとおりとする。

$$\begin{aligned} &\text{入浴料改定による燃料費等にかかる増収相当額}h \\ &= \text{大人の入浴者数}\text{※}1 \times \text{増収相当単価}2\text{円}\text{※}2 \text{ (令和6年2月以降においては}8\text{円}\text{※}4) \end{aligned}$$

- ※1 大人の入浴者数が算定できない場合は、売上高を神奈川県公衆浴場平均客単価(487円)※3で除した額に、大人の入浴者率(96.0%)※3を乗じて、大人の入浴者数を算出
- ※2 入浴料改定による燃料費等にかかる増収相当単価…令和4年7月19日開催 神奈川県公衆浴場入浴料金協議会の資料「入浴料金原価計算書 令和4年度推計」における燃料費及び光熱費の全経費に占める割合から算出(小数点以下1位の数を四捨五入)
- ※3 令和4年7月19日開催 神奈川県公衆浴場入浴料金協議会の資料「令和4年度公衆浴場経営実態調査による1日当たりの入浴者数」から算出
- ※4 令和6年2月以降における入浴料改定による燃料費等にかかる増収相当単価…※2及び令和5年11月20日開催 神奈川県公衆浴場入浴料金協議会の資料「入浴料金原価計算書 令和5年度推計」における燃料費及び光熱費の全経費に占める割合から算出(小数点以下1位の数を四捨五入)

11. 端数処理については、次のとおりとする。

- ・「単価」の額は、小数点以下2位の数を四捨五入する。
- ・「月別燃料費等増減額a」の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- ・「月別申請額g」の合計額(第1期申請額及び第2期申請額)に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- ・「神奈川県から交付を受けた燃料費等の補助額f」について、別に定める期日までに当該補助の交付額が確定せず、その見込み額を算定する場合は、神奈川県の端数処理の規定に基づき処理を行う。

12. 令和6年1月から3月までの単価については、令和5年12月の単価を適用する。

13. 令和6年1月から3月までの購入量については、令和5年同月の購入量を適用する。

別紙1 補助金の額及びその算出の基礎

申請期限:令和5年11月30日

名称	
----	--

(1) 燃料費等の種類 ※

※直接事業で使用する燃料費等の種類を選んでください

		単位:円					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
令和5年度実績	支払金額(消費税を抜いた金額)						
	購入量(使用量) …d						
	燃料単価(税抜) …b 小数点2位四捨五入						
令和3年実績	支払金額(消費税を抜いた金額)						
	購入量(使用量)						
	燃料単価(税抜) …c 小数点2位四捨五入						
	月別燃料費等増減額 …a 1円未満切り捨て =(b-c)×d						
	神奈川県から交付を受けた燃料費等の補助額 …f						
	月別燃料費等交付額 …e =a-f						

都市ガス : m³
LPガス : m³
重油 : L
灯油 : L
廃油 : L
電気 : kwh

(2) 燃料費等の種類 ※

※直接事業で使用する燃料費等の種類を選んでください

		単位:円					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
令和5年度実績	支払金額(消費税を抜いた金額)						
	購入量(使用量) …d						
	燃料単価(税抜) …b 小数点2位四捨五入						
令和3年実績	支払金額(消費税を抜いた金額)						
	購入量(使用量)						
	燃料単価(税抜) …c 小数点2位四捨五入						
	月別燃料費等増減額 …a 1円未満切り捨て =(b-c)×d						
	神奈川県から交付を受けた燃料費等の補助額 …f						
	月別燃料費等交付額 …e' =a-f						

都市ガス : m³
LPガス : m³
重油 : L
灯油 : L
廃油 : L
電気 : kwh

		単位:円					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	入浴料改定による燃料費等にかかる増収相当額 ※ …h 1円未満切り捨て						
	月別申請額(使用する全燃料の月別燃料費等交付額の合計額) …g =(e+e')-h						

※第5号様式から転記

第1期申請額	
--------	--

※千円未満切り捨て

主な注意点

- ※単価は、原則として、支払金額を購入量で除した額とし、同一燃料で複数の契約があるときは、合計支払金額を合計購入量で除した額とします。
- ※残高不足等の理由により納付すべき燃料費等が、翌月以降の支払いとなった場合は、本来納付すべき月の燃料費等として扱うものとします。ただし、その場合において、本補助金の申請期限までに納付が確認できない場合は、補助対象経費として認めません。
- ※令和5年度に支払いが発生している場合であって、燃料等を購入していない場合は算定に入れない。
- ※「令和3年●月単価」について、対象月に支払いが発生していない場合は、令和3年同期平均月単価を適用します。
- ※「令和3年同期平均月」とは、令和3年4月から令和3年9月までの期間にて算出した月平均をいいます(単価又は購入量)。
- ※令和3年同月に支払いが生じていても、その対象月中に休業をしている場合など、令和3年同月の単価が、令和3年同期平均月比と比べ著しく低い場合は、令和3年同月に支払が発生していない月として扱います。
- ※月単価を求められない場合は、他の公衆浴場における同燃料等の同月平均単価とします。それでもなお、単価が求められない場合は、公表されている単価を適用して算定します。

別紙1 補助金の額及びその算出の基礎

第2期分申請期限: 令和6年2月16日

第2期分

名称	
----	--

(1) 燃料費等の種類 ※

※直接事業で使用する燃料費等の種類を選んでください

令和6年1月・2月・3月の燃料単価は令和5年12月の燃料単価(7)を適用

単位:円

		10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度実績	支払金額(消費税を抜いた金額)						
	購入量(使用量) …d						
	燃料単価(税抜) …b 小数点2位四捨五入			(7)	= (7)	= (7)	= (7)
令和3年実績	支払金額(消費税を抜いた金額)						
	購入量(使用量)						
	燃料単価(税抜) …c 小数点2位四捨五入						
	月別燃料費等増減額 …a 1円未満切り捨て = (b-c) × d						
	神奈川県から交付を受けた燃料費等の補助額 …f						
	月別燃料費等交付額 …e = a-f						

都市ガス : m³
LPガス : m³
重油 : L
灯油 : L
廃油 : L
電気 : kwh

(2) 燃料費等の種類 ※

※直接事業で使用する燃料費等の種類を選んでください

令和6年1月・2月・3月の燃料単価は令和5年12月の燃料単価(7)を適用

単位:円

		10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度実績	支払金額(消費税を抜いた金額)						
	購入量(使用量) …d						
	燃料単価(税抜) …b 小数点2位四捨五入			(7)	= (7)	= (7)	= (7)
令和3年実績	支払金額(消費税を抜いた金額)						
	購入量(使用量)						
	燃料単価(税抜) …c 小数点2位四捨五入						
	月別燃料費等増減額 …a 1円未満切り捨て = (b-c) × d						
	神奈川県から交付を受けた燃料費等の補助額 …f						
	月別燃料費等交付額 …e = a-f						

都市ガス : m³
LPガス : m³
重油 : L
灯油 : L
廃油 : L
電気 : kwh

単位:円

		10月	11月	12月	1月	2月	3月
入浴料改定による燃料費等にかかる増収相当額 ※ …h 1円未満切り捨て							
月別申請額(使用する全燃料の月別燃料費等交付額の合計額) …g = (e+e)-h							

※第5号様式から転記

第2期申請額	
--------	--

※千円未満切り捨て

主な注意点

- ※単価は、原則として、支払金額を購入量で除した額とし、同一燃料で複数の契約があるときは、合計支払金額を合計購入量で除した額とします。
- ※残高不足等の理由により納付すべき燃料費等が、翌月以降の支払いとなった場合は、本来納付すべき月の燃料費等として扱うものとします。ただし、その場合において、本補助金の申請期限までに納付が確認できない場合は、補助対象経費として認めません。
- ※令和5年度に支払いが発生している場合であって、燃料等を購入していない場合は算定に入れません。
- ※令和6年1月から3月までの単価については、令和5年12月の単価を適用します。
- ※令和6年1月から3月までの購入量については、令和5年同月の購入量を適用します。
- ※「令和3年●月単価」について、対象月に支払いが発生していない場合は、令和3年同期平均月単価を適用します。
- ※「令和3年同期平均」とは、令和3年1月から3月及び令和3年10月から12月の期間にて算出した月平均をいいます(単価又は購入量)。
- ※令和3年同月に支払いが生じていても、その対象月中に休業をしている場合など、令和3年同月の単価が、令和3年同期平均月比と比べ著しく低い場合は、令和3年同月に支払が発生していない月として扱います。
- ※月単価を求めることができない場合は、他の公衆浴場における同燃料等の同月平均単価とします。それでもなお、単価が求められない場合は、公表されている単価を適用して算定します。

第1号様式

川崎市公衆浴場燃料費等高騰対策支援補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

所 在 地
名 称
代 表 者 名

川崎市公衆浴場燃料費等高騰対策支援補助金交付要綱により補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業実施期間 令和 年 月分から令和 年 月分まで

補助申請額 円
内訳 別紙1「補助金の額及びその算出の基礎」のとおり

実績報告 別紙1「補助金の額及びその算出の基礎」のとおり

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

所 在 地
名 称
代 表 者 名

申請者及び申請者の役員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法第2条第6号に規定する暴力団員）に該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、交付決定の取消等その他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、次の「役員等名簿」により提出する当方の個人情報警察に提供することについて同意します。

[役員等名簿]

役 職	フリガナ 氏 名	性別 ※	住 所	生 年 月 日

(注1) 氏名には、フリガナを付して下さい。

(注2) 当名簿に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

※任意記載。ただし、照会時に性別が必要となった場合には教えていただく場合がございます。

川崎市指令 第 号
川経 第 号

所 在 地
名 称
代 表 者 名 様

年 月 日付で申請のあった川崎市公衆浴場燃料費等高騰対策支援補助金については、川崎市公衆浴場燃料費等高騰対策支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり交付決定及び額の確定をしたので通知します。

年 月 日

川崎市長

- 1 補助対象期間
- 2 交付決定額
- 3 交付確定額
- 4 この交付決定及び額の確定の内容若しくは条件に不服があるときは、この通知を受けた日から 10 日以内に書面により申請を取下げることができます。
- 5 補助金の交付決定及び額の確定の内容若しくはこれに付した条件又は交付要綱に違反し、その他補助事業の執行方法が不相当と市長が認めたときは、補助金の交付決定の取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

第4号様式

神奈川県が交付する燃料費又は光熱費の補助見込み額算定書

名称	
----	--

神奈川県補助単価	(1)	都市ガス	/m ³
	(2)	LPガス	/m ³
	(3)	重油	/L
	(4)	灯油	/L
	(5)	廃油	/L
	(6)	電気	/kwh

(1) 燃料等の種類

※1円未満の端数は切り捨て

年	月	購入量(使用量)…a ※1	神奈川県補助単価…b	金額…a×b
令和6年	1月			
令和6年	2月			
令和6年	3月			

都市ガス : m³、LPガス : m³、重油 : L、
灯油 : L、廃油 : L、電気 : kwh

単位:円

(2) 燃料等の種類

※1円未満の端数は切り捨て

年	月	購入量(使用量)…a ※1	神奈川県補助単価…b	金額…a×b
令和6年	1月			
令和6年	2月			
令和6年	3月			

都市ガス : m³、LPガス : m³、重油 : L、
灯油 : L、廃油 : L、電気 : kwh

単位:円

(3) 燃料等の種類

※1円未満の端数は切り捨て

年	月	購入量(使用量)…a ※1	神奈川県補助単価…b	金額…a×b
令和6年	1月			
令和6年	2月			
令和6年	3月			

都市ガス : m³、LPガス : m³、重油 : L、
灯油 : L、廃油 : L、電気 : kwh

単位:円

単位:円

神奈川県が交付する燃料費又は光熱費の補助見込み合計額(補助率1/2)

※1円未満の端数は切り捨て

記入について
※1 購入量(使用量)については、令和5年同月の購入量を適用します。

第5号様式

入浴者数又は売上高報告書 (令和5年4月～令和5年9月支払分)

申請期限: 令和5年11月30日

名称	
----	--

		大人の入浴者数	単位:人	売上高	単位:円	入浴料改定による燃料費等にかかる増収相当額	
令和5年	4月					0	0
	5月					0	0
	6月					0	0
	7月					0	0
	8月					0	0
	9月					0	0

記入について

※大人の入浴者数を記載してください。

※大人の入浴者数が分かる書類(帳簿等の写し)を併せて提出してください。

※大人の入浴者数が算定できない場合は、売上高(入浴料金収入)を記載してください。

また、入浴料金収入のみの算定ができない場合は、付帯事業収入等も含めた売上高を記載してください。

なお、売上高で報告を行う場合は、売上高が分かる書類(帳簿等の写し)を併せて提出してください。

入浴料改定による燃料費等にかかる増収相当額について

※「大人の入浴者数 × 増収相当単価2円」で算出します。

※大人の入浴者数が算定できない場合は、売上高を、神奈川県公衆浴場平均客単価(487円)で除した額に、大人の入浴者率(96.0%)を乗じて、大人の入浴者数を算出します。

第5号様式

入浴者数又は売上高報告書（令和5年10月～令和6年3月支払分）

申請期限: 令和6年2月16日

名称	
----	--

		大人の入浴者数	売上高	入浴料改定による燃料費等にかかる増収相当額	
		単位:人	単位:円		
令和5年	10月			0	0
	11月			0	0
	12月			0	0
令和6年	1月			0	0
	2月			0	0
	3月			0	0

※令和6年1月・2月・3月分については、令和5年同月の入浴者数を適用します。同入浴者数が算定できない場合は、令和5年同月の売上高を適用します。

記入について

※大人の入浴者数を記載してください。

※大人の入浴者数が分かる書類(帳簿等の写し)を併せて提出してください。

※大人の入浴者数が算定できない場合は、売上高(入浴料金収入)を記載してください。

また、入浴料金収入のみの算定ができない場合は、付帯事業収入等も含めた売上高を記載してください。

なお、売上高で報告を行う場合は、売上高が分かる書類(帳簿等の写し)を併せて提出してください。

入浴料改定による燃料費等にかかる増収相当額について

※「大人の入浴者数 × 増収相当単価2円」で算出します。(令和6年2月以降においては増収相当単価8円)

※大人の入浴者数が算定できない場合は、売上高を、神奈川県公衆浴場平均客単価(487円)で除した額に、大人の入浴者率(96.0%)を乗じて、大人の入浴者数を算出します。